労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和８年11月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
アーネスト	福島県会津若松市	R8.2.6	最低賃金法第４条	労働者９名に、４か月間の定期賃金合計約247万円を支払わなかったもの	R8.2.6送検
クニミネ工業（株）　小名浜工場	福島県いわき市	R8.2.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.2.19送検
新富運輸（株）	福島県いわき市	R8.3.12	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	４日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R8.3.12送検
ＲＯＣＫＷＯＯＬ　Ｊａｐａｎ（同）	福島県双葉郡富岡町	R8.3.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、一定の合図を定めなかったもの	R8.3.18送検
双葉砕石工業（株）	福島県双葉郡富岡町	R8.9.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の６	転落防止措置を講じることなく労働者に貨物自動車を用いて路肩にて作業を行わせたもの	R8.9.16送検
（株）タムラ	福島県田村市	R8.9.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.7mの粉粒体運搬車のタンク上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.9.18送検
鹿島倶楽部（株）	宮城県仙台市青葉区	R8.9.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	危険防止措置を講じることなく労働者に立木の伐倒作業を行わせたもの	R8.9.25送検